（様式第４号、第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表）

山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票

以下のとおり、山口県パートナーシップ宣誓制度に基づき、山口県パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 提出者氏名 | ふりがな |
| 氏名又は  通 称 名 |
| ふりがな |
| 氏名又は  通 称 名 |
| 連絡先 |  |

本票に山口県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限：　　　　 年　　　 月　　　 日

受付

（裏）

＜この受付票を提示された皆さまへ＞

山口県では、山口県男女共同参画基本計画に基づき、性の多様性に関する理解を増進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

この受付票は、一方又は双方が山口県外に居住している制度利用者が、山口県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が山口県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。

事業者の皆様には、この山口県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分御理解いただき、業務の遂行に当たって配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。また、山口県パートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

＜山口県パートナーシップ宣誓制度とは＞

　山口県パートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者である二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した」ことを知事に対して宣誓し、知事が山口県パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

　なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

＜山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票とは＞

　山口県パートナーシップ宣誓制度を利用されるお二人の双方が県外に居住していて山口県に転入しようとするときに発行しているものです。山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票に山口県在住を証する住民票を添えて提出いただくことで、「山口県パートナーシップ宣誓書受領証等」を交付しています。

＜山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票の交付要件＞

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす二人であることを確認しています。

（１）互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した

一方又は双方が性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者である二人であること。

（２）成年に達していること。

(３) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がな

く、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。

（４）宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族でないこと。

（５）住所について次のどちらかに該当すること。

・双方又は一方が県内に住所を有していること。

・双方又は一方が４月以内に県内への転入を予定していること。

（問い合わせ先）

山口県環境生活部男女共同参画課　電話083-933-2630